

長野県行政機構審議会（第2回）議事録

- 開催日時 平成27年7月29日（水）午前10時～
- 開催場所 県庁 3階 特別会議室
- 出席委員 樋口委員 伊藤委員 織委員 腰原委員 才川委員 山浦委員 三木委員
中山委員 中條委員 清水委員 山田委員
- 県出席者 井出行政改革課長ほか

1 開 会

（出川企画幹）

ただいまから、第2回「長野県行政機構審議会」を開会いたします。委員の皆様には大変ご多用中のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、本日は11名の委員にお集まりいただいております。大石委員、大槻委員、岡田委員、北村委員様におかれましては、所要によりご欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。なお、伊藤委員様なんです、ご出席いただけるということですので、後ほどご参加いただけるかと思っております。

なお、本日の審議会はおおむね正午終了を目途にさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、進行につきましては、審議会条例第6条に基づきまして樋口会長様をお願いいたします。よろしくお願いたします。

2 議 事

（樋口会長）

これより私が議事を進行させていただきます。実り多い審議ができますよう皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、会長代理につきまして、審議会条例第5条の規定により山浦愛幸委員にお願いしましたところ、ご快諾いただいております。

それでは恐縮でございますが、山浦委員より一言ごあいさついただけますでしょうか。

（山浦会長代理）

はい、どうも山浦でございます。おはようございます。

第1回目、ちょっと所要で休んでしまっ大変申しわけなかったなと思っておりますけれども、ただいまは会長代理ということで、会長代理という大役を仰せつけられたんですが、ちょっと組織についてはいろいろと、社内でもいっぱいやってきたんですが、これ

なかなか決め手のないようなことが多いんです。これやっぱりベター、ベストの方法をみんなで作っていきたいというように思いますので、私も多少の、微力ながら努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(樋口会長)

山浦委員、ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(1) 現地機関の現状について

(樋口会長)

それでは審議に入ります。本日の議題はお手元に配付されております会議次第のとおりでございます。

それでは、議事の(1)から順に事務局から説明いただき、委員の皆様から質疑、ご意見をいただくことで進めていきたいと思ひます。

最初に議事(1)の現地機関の現状について、事務局から説明をお願ひいたします。

(井出行政改革課長)

行政改革課長の井出でございます。今日はありがとうございます。よろしくお願ひいたします。それでは、あらかじめお送りしてございます資料1-1からごらんいただきたいと思ひます。

こちら資料1-1の1ページ目は、県内の幾つかの区域に分けて、管轄機関を持って仕事をしている機関を一覧表にしたものでございます。10の広域圏ごとに地方事務所ございまして、12ある機関の一覧表の上から2つ、地方事務所と保健福祉事務所につきましては、10の広域圏を一つずつ10所でカバーをするという体制になっております。

3つ目の建設事務所は、ごらんいただきますとわかるように、幾つかの地域で広域圏に2ないし3の事務所を置いて、全体としては14の事務所で県下全域をカバーするという形になっております。

それ以下の幾つかの事務所につきましては、3ないし5程度の区域に分けて県内を管轄をしているという形で、その分け方についても、一般的な東信・南信・中信・北信という4つの分け方と所の種類によっては若干異なっているという、そういうケースがございます。

例えば諏訪地域で縦に見ていただきますと、10に分けているところ、あるいは14に分けている建設事務所はそれぞれ諏訪地域のみを管轄する事務所なわけですが、消費生活センターについては、松本にある中信消費生活センターが諏訪地域を管轄するところ、ところが、労政事務所、あるいは教育事務所のところを見ていただきますと、伊那にある南信の事務所が諏訪地域を管轄するというような形での所管の割り方ということが現在行

われているというところでございます。

上の網掛けの枠の中、ごらんいただきたいと思いますが、そういった形でさまざまな事務所が置かれている中で、2行目のところ、県民・市町村等との対応や、県機関相互の連携について検討が必要ではなかろうかという問題意識を持っているところでございます。2ページ目、ごらんいただきたいと思いますが。こちらは管轄区域を持たずに県内で一つ、というような形で置かれている事務所を参考までに一覧表にさせていただいたものがございます。

次に資料1-2をごらんいただきたいと思いますが。こちらは職員数の多い主な事務所、3所であります地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所の所管している業務につきまして、枠、上のほうの網掛けの枠内ですけれども、主な相手方、お客様、あるいは事務所へ来る方、職員が出かける頻度、そういったものを分析をしてみた資料でございます。

どういった仕事を主に事務量を多くやっているのかどうか、そういったものについてはどういった方を、一般県民なのか、市町村なのか、事業者なのか、あるいは請負業者なのか、そういったどういった方を相手方として事務を行っているのか。そういった相手方は県の事務所へお見えになっているのか、あるいは逆に県職員のほうが現場へお訪ねをして、出張をして仕事をしているのかというものを丸をつけさせていただいたものがございます。二重丸のところは特に頻度が多いものということで、二重丸をつけさせていただいております。

ずっと見ていっていただきますと、丸のつき方、さまざまございまして、例えば7ページ、ごらんいただきたいと思いますが、7ページの福祉課というところを見ていただきますと、生活保護の仕事では、職員が特に出張をしてお尋ねをして仕事をしているというような、そういったことを丸つけをさせていただいたものがございます。

また8ページ、建設事務所のところを見ていただきますと、さまざまな相手方と折衝している、特に建設事務所で工事をしているので、請負業者とだけ対応しているということではなくて一般県民や市町村の皆様とも、仕事の相手として行き来をしながら仕事をしているというようなことがごらんいただけるかと思っております。

1-3、10ページ目、ごらんいただきたいと思いますが。こちらは幾つかの資料で、3所がどのような、総合的・横断的な取り組みをしているか、あるいは本庁との関係でどういった仕事をしているかという観点でまとめさせていただいた資料でございます。

11ページ、資料1-3の①でございます。こちらは3所が横断的に会議を持っているケースが多いわけですが、こういったものについてどういった内容の会議を年にどのくらいやっているのかということ、各事務所から出していただきまして表にまとめさせていただいたものがございます。

一番上の行政連絡会議というのは、地方事務所が主催をして開催をして、管内の県の現地機関の情報共有をするためのものがございます。

こういった会議を幾つか持っているということは、12ページのところに地方事務所の設

置条例をつけさせていただきましたが、12ページの地方事務所設置条例の第1条の中で、2行目になりますが、地域における県行政の総合的な調整を図るため、地方事務所を設置するということで、地方事務所の設置目的として、地域における県行政の総合的な調整ということをやらせていただいております。

地方事務所自体は戦前からあった大変歴史の古い事務所なんですけれども、この条文は平成20年に地方事務所を改めて条例で置かせていただいた際に初めて設けさせていただいた、総合的な調整をするんだということを条例上もしっかり位置づけたということで、こういう取り組みをさせていただいております。

今回、この平成20年から、条例上位置づけてこういう取り組みをしているんだけど、その取り組みの状況、総合力が発揮できているかどうかということについてもご審議いただければありがたいというふうに思っているところでございます。

参考までに13ページに、1-3-②にということで、本庁の各部局の横の連携のための会議等はどんなふうに、どのくらい行われているのかということでつけさせていただきました。ほぼ毎月行われております部局長会議や、知事のもとで部局長が集まりまして、その時期時期の重要課題について検討する政策会議など、かなりの回数を行っているという状況でございます。

次に15ページ、資料1-3の③をごらんいただきたいと思います。こちらは地方事務所の各課、保健福祉事務所、建設事務所と本庁の各部とは仕事上、どういうつながりになっているかということを示させていただいたものでございます。矢印が行ったり来たり錯綜しているように見えますが、地方事務所の課から見ますと、出ている矢印は1本ないし2本、本庁の部で見ても入ってきている矢印は1のところを大部分でございまして、多いところでも2というような状況が見てとれるかと思えます。

ただ、地方事務所が一番上の地域政策課だけは、課内に係りが3つあるわけですが、それぞれの係りが1つないしは2つの部の仕事をやっているというような状況で、地域政策課としてみますと、本庁の4つの部の仕事をしているということになりまして、地域政策課のところへ本庁の仕事のウエイトの多いところがかかっているというような状況は見えてとれるかと思えます。

16ページ、ごらんいただきたいと思います。こちらは予算の編成・執行を例といたしまして、地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所と本庁とがどういったつながりを持って仕事をしているかということイメージ概念で図示させていただきました。

県民・市町村の皆さんからさまざまな県政課題、ニーズがあるわけですが、そういったものを各現場の3所で把握をし、1ページ前にありました担当の部に、③のところになりますけれども、情報を挙げて、予算編成上必要な予算をとっていくと。部としては、それを本庁の中で横の連携を図りながら知事に上げ、県議会の承認をいただいて予算をとり、そしてまた逆のルートで執行していくという流れでございます。

イメージで描かせていただきまして、縦の①とか③とかのところが多く、横の②とか④

のところを細く描かせていただいたのは、私ども実際仕事をしていく中で、そのつながりの強さというのをこんなふう実感しているということであらわせていただいたものでございます。

17ページからは、こちらは3つほど、具体的な事業を紹介させていただいております。これらは各地域におきまして、地方事務所長が中心となって地域の現地機関、3所を中心とする現地機関の意見をまとめまして予算をとったり執行したりしている、そういった事業でございます。

1つ目、17ページ、資料1-3の④は、地方事務所長からの施策提案という取り組みでございます。こちらは9月に知事、部局長に、地方事務所長がプレゼンテーションをいたしまして、地域課題に対応した予算をとっていくという取り組みでございます。

実際にどういった予算が編成されているかということが19ページから24ページまでに各地域ごとに、27年度予算の中では、各地域からの提案に基づいてこういった予算が計上されましたということで、紹介をさせていただいております。数的にはこれだけでございませけれども、多いようにも見えるかと思いますが、県政課題、県の予算の中から見ると、限られた量ということかと思えます。

25ページのほうは、地方事務所長総合調整推進費というものでございまして、これは総額で500万円、各地方事務所になりますと1所50万円前後ということになります。こちらはあらかじめ何に使うかということを決めずに予算計上させていただきまして、地方事務所長においてその時々地域課題に対応していくために使っていくということで、予算をとらせていただき実施している事業でございます。

具体的には26ページ、27ページにあるような32ほどの事業を昨年度は実施をさせていただきました。額的には総額で500万円の予算ということでございますので、こういったソフト的な使い方をさせていただいているというものでございます。

28ページは地域発元気づくり支援金ということで、年間予算が8億5,000万円の事業でございます。こちらは地域において市町村や公共的な団体が知恵と工夫により取り組む、そういった事業について支援金を交付をしているものでございます。交付対象事業ということで4番のところ表がございませけれども、大変幅広い分野に交付をしております。

30ページのほうに事業の実施状況を書いてございませけれども、1の地方事務所別の採択の状況で見させていただきますとわかるように、614事業を昨年度は採択をして実施をしております。

3番の事業区分別にありますように、さまざまな分野で使われているということでございまして、こういった支援金の交付を通じて、地域でのさまざまな取り組みを県として支援をさせていただいているという事業を地方事務所を中心に実施をしているところでございます。

続きまして、資料1-4については、所管の森林政策課長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

○小田切森林政策課長

森林政策課長の小田切昇と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。すみません、座って説明させていただきます。それではお手もとの資料1－4をお願いしたいと思います。

昨日、大北森林組合補助金不正受給等検証委員会から県のほうに提出されました最終報告につきまして、資料を配付させていただいております。

1枚目でございますけれども、今回の検証委員会の設置の概要等につきましてまとめさせていただいております。これにつきましては、昨年12月4日に大北森林組合にかかります補助金不正受給の発覚を受けまして、県のほうで調査を進めている中で、調査が一定程度進展する中で、より客観的、専門的な検知からの県の調査結果等につきまして検証いただいて、あわせて今後の再発防止策についてもご提言いただくという趣旨で本年4月10日に設置されまして、今回、最終報告をいただいたものでございます。委員等につきましてはごらんの方々でございます。

この間、精力的に検証委員会の皆様方、現地調査、それから職員等に関するヒアリング調査等も含めまして、昨日、ご報告をいただいたものでございます。

お手もとに今回、昨日ご提出いただきました最終報告の要約版、約16ページプラス3枚の資料とあわせて、本体、約80ページでございますので資料を配付させていただいておりますけれども。すみません、時間等もでございます中、要約版に基づきまして、概要、ポイント等につきましてご説明させていただきます。

要約版の1ページをごらんいただきたいと思います。今回の不適正受給の全体像につきまして2にまとめさせていただいております。

1点、ここですみません、ご訂正をお願いしたいと思うんですが、この表の中のそれぞれ地方事務所別の今回の不適正受給額、まとめさせていただいておりますが、大北森林組合以外の欄の造林関係補助事業、44件5,000万円とございますけれども、これ66件8,200万円でございます。1点、まことに恐縮でございます。ご訂正をお願いいたします。

今の件でございますけれども、今回の調査等で確認されております不適正受給額でございますけれども、ごらんとおり、北安曇管内の大北森林組合関係が、造林関係で730件13.2億円余と、そのほか造林関係以外、さらに大北森林組合以外、さらに今回の事案を受けまして北安曇管内を含めます、その他の9地方事務所の林務部関係の補助金全てに関しまして点検、調査結果につきましてまとめさせていただいております。

ごらんとおり、北安曇管内の不適正受給額が極端に多く、また、北安曇管内におきましても大北森林組合の不適正受給が桁違いに多いという状況でございます。

今回の不適正受給額の、殊に中核をなします造林関係の調査結果につきましては2ページに、ちょっとすみません、表が細かな数字になりますけれども、恐縮でございます。造林関係の調査結果、表2にまとめさせていただいております。

19年以降からの25年までの間に不適正受給額730件、造林関係、森林整備関係含めまして確認されておるといふ状況でございます。

今回の不適正受給にかかります背景等につきまして、今回の最終報告でまとめさせていただいておりますが、その概要につきましては要約版の、すみません、後ろからつけさせていただきます。この表になります大北森林組合の不適正受給に關します経過の表をごらんいただきたいと思ひます。16ページの次のページ、すみません、ちょっとページを振ってなくて恐縮でございます。

今回の事案の経過に当たりまして、大きく4期に分けて分析・検証いただいております。

不適正受給が確認されておりますのは19年以降なんですけれども、それまでの間の北安曇地方事務所の状況等につきましてまとめさせていただいておりますが。

この当時、県におきまして森林整備に、とりわけ間伐等の推進を目的といたしましたアクションプランを策定いたしまして、県といたしましては進めておるといふ状況、一方、今回の不適正受給を行いました大北森林組合におきましては、高規格作業道の整備に当たりましての赤字が課題になっておるといふ状況、さらにはこの時期、小谷村のほうでクマ被害に伴いまして、地域におきまして熊被害防止に向けました緩衝帯整備等の森林整備に關する地域の監視の高まりが確認されておるといふ状況。

こんな中、不適切受給が19年度以降、開始されたわけなんですけど、この間の状況といたしまして、1点目としましては、県庁サイドから現地機関におけます北安曇地方事務所への予算執行の依頼がございまして、そうした中で、大北森林組合に關しまして未完了等の事業でも申請するよふというふうな依頼が行われたという状況が確認されております。またあわせて、組合からのそういったアクションプランへの協力を前提としての赤字の補てんへの意向等もする中で、当時の地方事務所の林務課から行き過ぎた助言等が契機となりまして、また検査体制におきます業務多忙等を理由といたしました検査体制の不備等が相まって、組合の不適正申請、受給が助長されていったという経過でございます。

また、今言った中、この22年、23年、この時期が一番不適正受給がピークを迎えるわけなんですけれども、今、申し上げました検査体制の不備等にいわばつけ込まれる形で、組合の不適正申請が増えまして、また組合としてはこういった不適正受給額に關しましては運転資金等に充てるなど、恒常化していったというふうな状況。

さらに第4期、24年以降、不適正受給を是正する動きも確認されておるわけなんですけれども、最終的にはそういった業務多忙なりを理由とした検査体制の不備が引き続き継続される中、残念ながら26年まで今回の不適正受給が継続してしまつたという状況でございます。

おめぐりいただきまして、裏面になりますけれども、その裏面に今回の補助金不適正受給、先ほど申し上げましたよふ非常に巨額にわたるわけなんですけれども、その部分の不適正受給の使途の關係についてもまとめさせていただいております。

組合側で今回、不適正受給の額につきましての使途ということなんですけれども、結論からいいますと、非常に今回、組合側の経理状況、会計処理が非常に杜撰というふうな状

況、また、こちらからの調査に基づいての十分な資料が提出されていないという状況なので、不適正補助金の使途が必ずしも明確に検証できたわけではないと、そんな中でも、指摘できるところにつきましてここでまとめさせていただいております。

1つといたしましては、先ほど言いました組合側の高規格作業道の赤字補てんに今回の不適正、いわば架空申請も含めた補助金の不適正受給額を充てていたというところ。またそれに関しまして、特定の事業者への多額の発注というふうな事案。またこの特定事業者等の発注にかかります不透明な取引等が確認されておるところでございます。

そんな中、大北森林組合の会計上の損益とのかかわりの中では、そういった全くの架空申請の部分を除くと、実質赤字経営の中、常勤役員の仕事の報酬が伸びていると、そんな中で、今回の不適正受給額がこういった報酬等を含めた運転資金の原資に充てられていたということが推察されるという点、指摘されているところでございます。

本文に戻っていただきまして、10ページ、11ページに今回の事案の県側の評価、それから原因の検証につきましてまとめさせていただいております。

今回の不適正申請の10ページのキ)の①でございます。この不適正申請の主導性につきましてでございますけれども、先ほど言いました、契機に当たりましては県側の関与なりが確認されているところでございますけれども、今回の不適正受給の利益が誰にあったかということを考えれば、あくまで不適正申請の主導的な実行者は組合であると結論づけているところでございます。

一方、この不適正受給にかかわります県側の林務課、それからそういったことを防止できなかった林務部の課に関しましても、その責任等につきまして指摘されているところでございます。また、先ほどいいました、不適正申請にかかわります組合の目的に関しましては、今、申し上げました、十分検証ができない中、先ほどの運転資金等も含めた組合全体の損失補てんにあったというふうな形の不適正申請に関する組合の目的に関して指摘しているところでございます。

今言ったことを踏まえました組合の不適正受給の原因の検証につきまして、5のところまでまとめて指摘いただいておりますけれども、本件における補助金の不適正受給については極めて多数の不適正受給を長期にわたり指導的、能動的に行った多額の利益を得た組合に責任があると。一方で、それに契機となった県側、またそういった実情を把握できず、不適正申請を防げなかった県側の対応という点に関しましても問われるべきであるという形で指摘いただいております。

以下、細かく今回の原因、それからそれを受けての再発防止策、ご提言まとめていただいております。それにつきましては、すみません、最後のページの不適正受給の検証と再発防止策、要約版の最後のページになります。

不適正受給の原因につきましては、今、申し上げました経過、それから組合側の内部のガバナンス欠如等、大きく分けて9項目につきましてまとめさせていただくとともに、それを受けての再発防止策、大きく分けて4点、まとめさせていただいております。

組合側のガバナンス側に対しての強化、また補助金制度の運用の見直し、さらには県林務部体制の見直しと意識改革、それからコンプライアンス体制の確立という形で、再発防止策に向けてのご提言をいただいております。

とりわけ、今回の組織改正の関係では、すみません、本文の72ページをごらんいただきたいと思います。本文の72ページでございます。

再発防止策に向けた制度の見直し、意識改革、管理監督のあり方の中の1項目といたしまして、地方事務所の管理監督の見直しという項目を1項目、再発防止策の観点でご指摘をいただいております。

この中で、1つといたしましては、そういった地方事務所におけます管理監督の立場にあります林務課長のそういったチェック体制が十分機能しなかったと。あわせて、基本的には今回の補助金の交付決定者は、事務処理規則上、地方事務所長に委任されております。そんな中、所長、副所長の管理監督についてのチェック体制ということにも機能しなかったのではないかと。

こういったかかわりも含めた地方事務所における管理監督のあり方を見直しが求められているという形で、今回、ご指摘をいただいているところでございます。

以上、すみません、本当に雑駁で恐縮でございますけれども、昨日いただきました再発防止策につきまして、概要をご説明させていただきました。

いずれにしましても、林務部といたしましては、今回、あつてはならない事案の報告を受けまして、林務部、今回再発防止策、徹底的に取り組むとともに、林務行政を含めました県民の信頼回復も含めて、林務部一丸となって取り組みたいと思っております。

すみません、貴重な時間をいただきまして、今回、ご説明させていただきました。以上でございます。

(樋口会長)

はい、ありがとうございました。ただいま説明のありました現地機関の現状についてですが、まず、最後に説明のありました資料1-4の森林組合の補助金の検証委員会の最終報告についてでございますが、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。その後、1-3までの件について質疑を順次していきたいというふうに思いますが、とりあえず、資料1-4、今、ご報告のありました件につきまして、いかがでしょうか。

(三木委員)

須坂市長の三木ですけれども。今、ご説明いただいたんですけれども、私、同じ地方公共団体の市長として、私どもも起こり得る可能性がありますので、他山の石としたいと思っています。

これは林務部だけでなく、公共団体の予算の使い方がもともと単年度予算主義になっていることと、それからご承知のとおり、残金が残った場合に不用額という形で、どうして

も不用な額ということで、それから予算執行率というのが非常に、地方自治法だとか議会報告や何かも重要視されておりますので、職員の方はどうしても予算を執行しなければいけないという気持ちになってしまうんですね。

だから、私、その予算執行率だとか不用額という言葉自体がまずいと思いますし、そういうものを金科玉条のようにしないように県としても、我々市町村としてもそういう気持ちで取り組むのが大事だと思われまます。

それからもう一つ、どうしても前任者なり先輩がやるのに対しては遠慮が出てきてしまうわけです。いわゆる前例踏襲主義になってしまうんですが、多分、途中途中の職員は、自分がまずいことをしているなという気持ちはあったと思うんですね。まずいことをしているということを頭によぎったときに相談できる仕組みづくりが大事だと思いますし、それは、究極的には上司なり同僚がそういうことを受け入れる体制づくりをしていくのも大事じゃないかなと思っていますので。

平成26年にこの職員の指摘によってわかったわけですよ。私はこの職員がどういう気持ちでどうしてやったのかというのが非常に大事だと思うんですね。最後は職員一人一人が、自分がやっていることがまずいというときにどういう行動をとるかということだと思うんですね。是非もしわかれば、平成26年に職員がどういう気持ちでやったかということをお教えしてもらいたいんです。今までの先輩がやったことに対して否定的なことをきちんと言う職員自身が非常に素晴らしい。

それからもう一つ、責任の所在、これ詳細わかりませんから何とも言えないんですが、私、少なくともこう思うんです。県の指導もまずかった点があるし、それから森林組合のほうもまずかったという点があると思いますが。もし指導がまずかったとしても、森林組合のほうで違法であるということがわかっていたら、その時点で森林組合としてもやめる、いくら県から言われたとしても、やめる、双方が、だからそういう面ではきちんと責任のなすり合いじゃなくて、県民に説明できるように対応すべきではないかなと思っています。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。山浦委員、お願いします。

(山浦委員)

三木さんのご発言に関連して、県にはホットラインみたいなものがあるんですか。これはもう民間の企業、もうホットラインから何から、ホットラインというものがあって、不正なものを見つければ、そこへ、ホットラインでやるというシステムに、ほとんど、今、大企業はそういうふうに移行しているわけでありまして。

やっぱりホットラインみたいなものをつくっておかないと、さっき三木さんが言ったように上司がいけないということになっていくのではないかというふうに思うんですね。

それとまたさっきお話し、地方事務所長に委任されているというふうには何かおっしゃられたような気がするんですけども、誰が本当の決裁者かということです。私はちょっと外からでよくわからないんですが、地方事務所長さんというのは実際には権限が全くないんじゃないかというふうには私は思っているんです。つまり、委任は形だけじゃないかというふうには思っているんですけども。多分これ、こういった森林組合のことなんか全く認知していないというシステムで、まだ今回、行政改革というんですが、その辺がやっぱり論点ではないかというふうには思うんですが。以上であります。

(樋口会長)

何か、ご発言ありますか。

(井出行政改革課長)

それでは、ちょっと順番が違ってしまいますが、通報の制度があるかどうかということについて、先に私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

あります。制度といたしましては、総務部の人事課に職員相談というスタッフの職員がおりまして、その職員のところへ言っていくということの制度と、あと職員に言いづらいということであれば、県がお願いをした弁護士さんが通報先ということになっておりまして、その弁護士さんのところへ行っていただくということ、ですから二段構えの通報制度になっております。

そういうことで、仕組みとしては整えまして、職員宛に、この窓口ですよ、この電話番号ですよということを周知をしているんですが、実態としてはほとんど使われていないというような状況にあります。

(小田切森林政策課長)

今、そのご指摘いただく中での答えさせていただける点につきましては、1点目は、三木委員さんのほうからは、風通しのいい職場づくりというのは確かにご指摘のとおりでございます、今回の検証委員会のご提言の、再発防止の中でもそういった不適正な事案発生時における相談窓口なり、風通しのいい職場に向けたそういった相談窓口の設置につきましてはご指摘いただいているところでございますし、林務部の今回、再発防止策の検討に当たりましても、そういった点に関しては十分この再発防止、ご指摘を踏まえた形で体制づくりの見直しに検討してまいりたいと思っております。

もう1点、今、そういった中での今回の26年度の今回発覚の経過にかかる職員の動向につきましては、本文1ページのところで、若干、この方のヒアリング、もちろん今回の調査等におきましては、当時の職員等含めましてヒアリング等させていただいておりますが、今回の発覚にいたりしたのは、12月4日に組合との相談等の中で非常に不自然といえますか、これまでどおり同様のというふうな形、もしくは写真なしでというふうな話、写真

だけでという形の中で非常に不自然な言動を確認する中で、主だって地方事務所のほうに報告するとともに、地方事務所のほうから県庁のほうに報告があつて、林務部だけでなく、総務部、会計局の合同チームの設置に至つたという形でございます。

いずれにしましても、委員さんのご指摘のとおり、この方のこういった形での指摘を經過といたしまして、若干、間伐等につきましては、26年4月の段階でもいただいた結果がありますけれども、この作業道に関しましては、この12月4日のこの職員の方の不自然な組合側の言動を確認する中で、当時の地方事務所、それから本庁を通じての連絡をたどつて今回の合同チームの発足に至つたという経過をたどつてございます。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか。

(腰原委員)

今回のこの件は、私どもある意味では地元はびっくりしているんですけども。豪雪地帯であるということで、特に森林地帯のその工事の進捗状況でありますとか、そういったもののチェックが非常ににくい面があると思うんです。その辺も、こういった問題が発覚するのにやっぱりかなり時間がたつてしまったということにもつながっているのではないかと気はするんですが、それにしても長野県下、森林組合、幾つあるか、私、存じ上げませんが、そういったところではきちんとしていてこういった問題は出ていないんです。そういうことを見ても、この問題というのは非常に、ある意味では残念な事態だなという気がするわけなんです。

大北森林さんの場合は市も全然関与をしておりませんし、いわゆる行政がある程度関与しているような組織でありますと、いろいろな意味で内部のチェック機能も自然に働くという面があると思うんですけども。たまたまこの森林組合の場合は、理事の皆さんも全て行政に関係のない皆さんで構成されておると。聞くところによりますと、多分、森林組合では行政がある程度タッチしているというような森林組合も多々あるというようなお話でございますが。やはりそういった、何といいますか、ある程度、やっぱりこういった半公共性といいますか、こういった組合については、そういった行政の関与というもの、時代には逆行するかもしれませんが、私はやっぱり考えていく必要があるのではないかと気はするんですね。

いずれにしても、今朝の朝刊を見ていまして、県の設置した第三者委員会と森林組合が設置した委員会とは全く意見が対立しているような内容でございましたので、これからどうなりますか、いずれにしても不幸で残念なことだなという気がいたしております。

かなり、この中のガバナンスといいますか、全くそういった体制になつていなかったというのが先ほどの資料の中にもありました。やはりワンマン体制みたいになつてきますと、

こういった問題がやっぱり発生するんだなというぐあいに思っております。

いずれにしましても、大変不幸な事件といえますか、ことごとございますし、ましてや補助金返還というのも、どういう査定になるかわかりませんが、巨額になる可能性もなきにしもあらずというような状況のように今日の記事で見たんですけれども、そんな権限はともあの組合にないですと私は思っているんですが、どういうことになりますか。

何とか決着が早くつくような、双方、やはり話し合いをしていただいて、県民の皆さんにしっかりと説明ができるような決着を見ることを強く望みたいなど、こんなふうに思います。

(樋口会長)

ありがとうございます。

(中山委員)

お聞きしたいのは、ガバナンスという話が腰原委員さんからもお話しございましたが、また行政全体の、いわゆる組織としての機能ですね、役割、これ組織としてはもう責任と権限というのはこれ完全について回るものでございまして、一つの業務に対しては誰が責任を持って何をするのか、そして権限を持っているのか、そして結果として誰がその責任をとるのかと、これは現場の話でございまして、申し上げたいのは現場の作業量、それから現場の責任と権限がしっかりと把握をされていたのか、誰が把握をするのか、これはこの問題だけではなくて全体の現地の、今日の課題でもございますけれども、現地のそれぞれの機関の状況がどうなっているのかということ、これ大変大きな今後の課題といえますか、話の流れの中で重要な問題になってくるんだらうというふうに思いますので。そこら辺が実際、それがなかったからこういう結果になったんだらうふうに思いますけれども、ほかのところでもこのような、ほかの機関でもこういうことが現場で起こっているとすれば、そもそも、今、お話ししていること自体が把握されていないということになると、どのくらいの時間、誰がどのくらい時間をかけてやっているんだということがわからない、残業もどのくらいやっているかわからないとか、そういうことになってきてしまいますと、人を減らすだとか機関をどうするかという話になりませんので、そこら辺の状況がどうなっているのかというのがもしおわかりになれば、今、現状でそういうことを捉えていることができているのかどうかということも、あわせてお聞きができればと思うんですが。

(小田切森林政策課長)

今回の不適正受給事案を含めました、現場の状況の把握等に関しましてのご質問として承らせていただきます。

基本的に今回、現場の状況につきましては、当然、予算の要望に当たりましては現地機関のほうから来年度の予算要望等に関しましては要望把握、それから執行状況においても、

予算の執行状況を通じまして県庁のほうでも現場の状況というのは把握はさせていただいております。

また業務の多忙、超勤状況等につきましては、業務とは別の総務、いわゆる人員配置等を担当する私の森林政策課のほうでヒアリング、出向いてのヒアリング、それから業務量調査等を通じまして、現地の状況は把握はさせていただいております。

ただし、今回の事案、結果的にこういった非常に深刻な事案の発生を受ける中で、今回の検証委員会の指摘の中でもやはり、まず業務における実態把握が十分できていたのかと。その部分がやはり十分足りなかったのではないかというのが、原課における業務の執行状況の実態把握ですとか、それからあわせて、実はこの中でも当時急激な、先ほど言いました背景の中で、北安曇地方事務所における造林関係の事業が一人当たりの事業費14倍と、18年から21年の間ですね。そういった大きく伸びている中での業務の多忙さというのは、人員配置のセクションのほうでも把握はしておりました。しかしながら、そういった職員の配置までいただく必要が、各課とも厳しい、そういった事業の要望の中で、当時の課としては増員なりまでの必要はないとの判断に至っていたというふうなことは当時の職員からのヒアリングで聞いております。ただし、それで果たして、そういった点を含めまして事業の執行面、それからその業務の多忙を含めました現場への状況把握というのは、今回を教訓といたしまして改善すべき点があれば、今回の再発防止策を含めまして十分検討の上、反映させていきたいと思っております。

(樋口会長)

ほかの委員の方、何かご意見を、お願いいたします。

(織委員)

織です。今回の補助金の申請と交付が適法に合わされているのかどうか、最終的で実質的な権限があったのは地方事務所というお考えなのか、林務課長というお考えなのか、あるいはその辺が権限分配、実質的な審査権限が不明瞭で、その盲点をつかれたのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

(小田切森林政策課長)

今回の補助金につきましては、先ほど申しました事務処理規則上は地方事務所のこういった補助金交付要綱に基づく交付につきましては地方事務所長に権限が委任されて、事務処理規則上、委任されておるという状況でございます。

実際上の交付決定の手続につきましても、検査等は林務課のほうで行いまして、その状況につきましては所内で回覧した後、最終的な補助金交付の決定等は、担当課を経まして、所長までの決裁というふうな形で交付されておるという実態、状況でございます。

(織委員)

管理監督の見直しのところに、所長、副所長には監督権限がありながら実際には本庁の担当部署との関係になるというふうに、どっちに最終的で実質的な権限があるのか不明瞭なふうに読めるんですが。これはあくまでも地方事務所の最終的で実質的な審査権限があるということによろしいですか。

(小田切森林政策課長)

今のお話しは、先ほどの72ページのご指摘のところですか。先ほど言いましたように、交付決定自体は地方事務所の決裁という形をとります。ただ、そこでご指摘いただいているのは実際上の、先ほど言いました予算等の把握、それから追加のそういった執行等は本庁との間で実質的に行われていると、その部分との関係ですね。いわゆる予算執行の指揮命令は課ごとに県本庁の担当部署との関係になるという、このところについての、何というんですか、問題点をご指摘いただいているところで。実質的にも、実情的には先ほど言いましたように予算の把握、それから予算執行等に関しましては担当課のほうで、林務部の造林関係の担当セクションのほうで把握をして、地方事務所とのやりとりをして行うという実態はございます。

(織委員)

それと不適正受給、8年間に及ぶようなんですが、この間、所長、副所長、何人かわっているんでしょうか。

(小田切森林政策課長)

すみません、ちょっと正確、大体、2年ないしぐらいのサイクルですので、ちょっとすみません、この19年度以降は、林務課長自体も3～4名ですけれども、所長も3名ないし4名ぐらいかなと思います。大体、2年ぐらいかなと思うんです。すみません、ちょっと正確な数字はわかりますか……

(樋口会長)

いいですか。

(小田切森林政策課長)

19年度以降、所長は現在の所長を含めまして4名・4人です。4名です。

(三木委員)

私も下伊那の地方事務所長をやっていたんですけど、所長が全部、実際見てやるというのは不可能ですね。だからその辺の仕組みを考えないと、ただ単に決裁権が所長にある

からということやっていたら、多分、問題の解決にならないと思いますよね。一番大事なのはやはりその現場の職員と、それからその上司の課長がどういう意識でしっかりやるかということだと思いますよね。そういうふうに感じますけれどもね。

(山浦委員)

権限があるということは、その支出稟議か何かで所長が判こを押すんですか、押すんですね、やっぱり。

(三木委員)

だから相当の量の判こなんですよ。

(山浦委員)

まあまあ当然そうでしょうね。

(三木委員)

だから、ただ逆に権限をおろしてしまったほうが押すほうも責任を持つんですよね。ただ、内容を知らずに判こを押すことになっちゃうんですよ、途中は。

(樋口会長)

これ行政全般に言えることですが、補助金適正化法は厳格な法律ですので、通常はそういったものについて職員としてそれを厳正に守っていくということは、もう日本全国徹底していなければいけないことだというふうに思いますけれどもね。

仕組みについてはこれからいろいろ議論していくわけですので、皆様から、今、いろいろご意見いただきましたけれども、この場においては、この事実関係等ということよりは、この組織としてどういう形で考えていくのか、地方事務所の組織をどうするかということで、今、いろいろ委員の方からもお話しありましたので、引き続き1-1から1-3についてもちょっと議論を進めていきたいと思います。

(才川委員)

すみません、組織にいる人間としてではなくて、本当に一般の県民としてこういった事実を知るのはあくまでもやっぱり新聞の範囲内というのか、報道の範囲内になってきますので、その中で県民がやっぱり一番、今、何か心配というか知りたいと思っていることをやっぱり新聞の中で判断してしまうと、不正受給の補助金が、補助金が返還請求できるのが過去5年以内の補助金しか返還請求できないというふうに載ってましたので、やっぱり、今、これだけ皆さん組織の中でいろいろお話しがされている、その内容というのはやっぱりしっかりまだ県民の中には伝わらないので、どうしてもそこの金額的なところとか、

今後、そういったしっかり原因の検証とか再発防止に関しては、県を通していただく必要はすごく大切なんです、ある意味、迅速にそこをやっぱりやっていたかかないと、5年以上たってしまうと補助金の返還ができなくなってくるという、そのところなんかも考えていくと、話し合ってもらう内容はすごく深いんですけども、やっぱり迅速性もすごく大切かなというところは、新聞の中でですけども、感じますので、一般の県民としてはそういったところにやっぱり目が行ってしまうのかなというところが、はい。

(樋口会長)

わかりました。ほかの方、何かご発言ございますか。よろしいですか。

それでは、私どもも組織の問題として、今回の事例はまだきちんと最終的なものが出ていませんが、そういったものを踏まえて、組織としていかにあるべきかということを考えていきたいというふうに思います。

そういう意味から、資料1から資料1-3でご説明のありましたところではありますが、これについてもご質問、あるいはご意見をいただければというふうに思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

(清水委員)

資料の、これ16ページですか、16ページの、私は今話を聞いていて、やっぱりこの図の中の、先ほどの説明の中では、この①とか③よりも②のところのことを、自分たちのところだからというような形で細くしてあるというような説明があったんですけども。

私、やっぱり、さっきの大北の話ではないんですけども、そういう森林組合の話からしてもこの辺のラインはやっぱり同じような太さになっていかないと、問題というのは、私も才川さんと同じように一般として聞くと、行政のそういう中の考え方というのにはちょっと問題ありかなというようなふうに、感想です。すみません。

(樋口会長)

はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、事務局から何か・・・

(山浦委員)

質問ですけども、会計センターって何ですか、会計センター、ほかのものは何となくわかるんだけど。

(井出行政改革課長)

行政の場合には、事業を執行するところとお金を払うところを別の部署でやるというような仕組みになっておりまして、地方自治法上は、知事が事業執行をする、それで会計管理者というものが地方自治法上、置かれておりまして、会計管理者のところできちんと仕

事ができているということを確認した上でお金を払うと、そういった仕組みになっております。

本庁ですと会計管理者、あるいはそこを補助する会計局でその仕事をしているわけですが、現地のほうへ行きますと、その会計管理者の仕事を現場で分け持つ会計センターというものを県内4カ所、その分室を6カ所置きまして10カ所で会計、実際の支払いの事務をその部署でしているということをございまして。

最終的に、今回の大北森林組合の例でいいますと、補助金を交付するに至るような実績があったかどうかを確認するまでは知事の仕事、地方事務所の林務課の仕事で、そういった書類が整って回ってきたところで、会計センターから実際のお金が支払われると、そういった役割になっております。

(山浦委員)

わかりました。ありがとうございました。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか。

(三木委員)

ちょっと建設事務所の関係で、実態をご説明したいと思います。

私ども自治会、区がありますけれども、区の役員が新年だとかにあいさつに行くのは、市役所と、それから建設事務所と、千曲川がありますので千曲川河川事務所と警察であります。地方事務所のほうへは区の役員は行きません。

それからもう一つ、それほど、さっきの表にもありますように、地元との関係が密接だということであり、建設事務所は、それから災害のことが触れられていませんけれども、いざ災害になったときに、その場所に建設事務所があるかどうかによって、もう普段からの建設事務所の出動態勢がしっかりとれますし、なおかつ地理的感覚がありますので、そういう意味からも建設事務所はできるだけ現場に多くあったほうがいいと思います。

それからもう一つ、今、市町村がおしなべて技術職員が不足しております。いろいろな技術的な問題について建設事務所に相談することが多いんですけれども、そういう場合にも近くにそういう県職員で技術の専門家がいるということは非常にありがたいというふうに思っております。

それから決裁権限の拡大、もし地方事務所と保健福祉事務所と建設事務所が統合した場合に、多分、決裁権限が地方事務所長に行く部分がかかなり多くなると思いますけれども、そうすると、先ほどの問題の関連でいきますと、ほとんど建設事務所の事業について、内容がわからないにもかかわらず地方事務所長が決裁をするというような場合も出てくると思いますので、私は、建設事務所というのは今の体制で残してもらったほうがいいのでは

ないかなと思います。

なお、保健福祉事務所について申し上げますと、今、保健福祉の関係は大分市町村に権限が移譲されていますので、以前は保健所の数が多かったわけでありまして、今、統合されております。したがって、保健福祉事務所の場合には統括的な指導・監督という形になりますので、県民が直接行くこともあまりありませんし、そういう面ではこの統合自体はよかったのではないかなど。

それから繰り返しになりますけれども、結局は、先ほどの16ページの表もそうなんですけれども、職員一人一人が、市役所も全く同じなんですけれども、市民なり県民が、その視点で仕事をするという観点があるかどうかだと思うんです。自分の仲間のほうを見て仕事をするんじゃないで、やっぱり住民を見て仕事をするという意識を持っていく職員が増えることが、全く市役所も問題は同じなものであまり言えないんですけれども、そんなような、そういう意識を持ってもらうにはどうすればいいかというのが大事ではないかなというふうに思っています。

それから、もう少し3所の連携をとるとすれば、それは普段から話し合いをすれば、別に統合しなくても、私、人間関係の中で解決できるというふうに思っています。

(樋口会長)

ありがとうございます。

(山浦委員)

今の3所というのが合同庁舎で同じ場所にあるというのものもあるんですか、多少違うところにあるものもあるし、合同庁舎みたいなのにみんな集まっているものもあるんですよ。統合話になるとその辺も関係してくるのではないのでしょうか。

(井出行政改革課長)

はい。なるべく合同庁舎にその3所を集約したいということでやっているんですけれども、必ずしもそうならないところ、幾つかの地域でございます。例えば佐久地域では、地方事務所と保健福祉事務所は佐久の合同庁舎に入っておりますが、建設事務所は旧臼田町の場所にありました、かつての臼田建設事務所の庁舎に佐久の建設事務所が所在しているといったことで、3所が別の場所にあるといった事例は幾つかの地域でございます。

長野も、地方事務所と建設事務所は同じ建物にございますけれども、保健福祉事務所は県庁を挟んでちょうど反対側、裾花川沿いのほうにございまして、近いんですけれども別の建物にあると、そういった状況になっております。

(山浦委員)

すみません、ありがとうございました。

(樋口会長)

いかがでしょうか、ほかに。では中山委員から。

(中山委員)

おそれいます。2点ございまして、1点はやはり本来、公共サービス部門というのは住民が最も身近な基礎自治体、いわゆる市町村が担うというところだと思うんですけども、そういう意味では、県がそれをまたかわってやっぺらっしゃるというのはそれなりに意味があると思うので、そこら辺の整理が一つ必要だということ。

それと、私、いつもこれ見ている長野県の、もちろんその長野県のを見ている、何が言いたいかというと、他の県というんですか、との比較ですね。他の県ではこうなっていますみたいなものがあるって、長野県は、これに対してこうですよみたいなものがあると、我々一般的な人間は、ああそうなのかと。長野県は他県に比べてこうなるかみたいなものもちよつとわかる場所もありますので、ぜひ、そういう比較がちょっと、事務局にはご負担になって大変恐縮ですが、そんなところをつくってというか、比較を出していただけるとありがたいのかなというふうに思いました。

それから、その統合等を含めて、とにかく先ほど申し上げました基礎自治体がやることを県がやる。それをそれだけ重要なんだということに対して、やっぱり統合等も含めてご検討されるということであるとすれば、それは相当慎重に、先ほど申し上げました現場の責任と権限の中で、どのくらいの作業量があるって、今、こういう人員配置になっているんだということをしっかり把握してやっていただかないと、そこがずれてしまって、要するに専門性を持った人がこの考え方に対して携わって進めていっていただきたいと。これだけの作業量があるんだつらむしろ人を入れるべきだとか、そういう責任のある方が、この構想を担っていただきたいという考え方を出していただきたいという、これ当たり前といえば当たりの話なんですけど、そんなことを思ったところです。

(樋口会長)

ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いします。

(山田委員)

山田です。資料の28ページの元気づくり支援金について、お伺いいたします。

年間予算が、これ8億5,000万円という大変貴重な財源をいただいて、私ども市民活動する者にとりましては大変、これはまさに元気になる支援金でございますが。

ここに示されているとおり、かなりの成果といいますかは上がっているというふうに思いますが、ある一方では、元気づくり支援金の必要性等も疑問に思われるようなそ

ういう意見も聞かれる中で、全体的に支援金を出すほうとする県の側とすれば、全体的にどう評価をされているのかということをも1点と。

もう一つ、この助成金といいますか、支援金を受けるに当たり、NPO法人はかなり委託事業を、県の委託事業を受けております。そういった場合に、先ほども森林組合の件で、職員がその助言、行き過ぎた助言をしているという、そんな報告がこの、先にいただいた中間報告の中で記載されておりますが。

私どもも補助金といいますか委託事業を受けるに当たりまして、説明が随分違ってきている、非常に丁寧にする職員と、それから何が何だかわからない、そういう説明する職員がいて非常にとまどうことがあるんですが。

そういうことも、どういうふうに指導されているのかということに対して、ちょっと伺いをいたします。2点につきまして。

(樋口会長)

お願いします。

(井出行政改革課長)

まず1点目、元気づくり支援金でございますけれども大変たくさんの方の要望をちょうだいする中で、予算に限りもあるということで採択をさせていただいてきております。

使っていただいている皆様方からは一定の評価をいただいている事業だというふうにも思っておりますし、ご要望も非常に地域で多いというふうにも認識をしております。県としては、地域の皆様のお役に立てる事業として継続をしてきているという事業だというふうにも考えているところでございます。

その後段の話は、その元気づくり支援金に伴ってということではなくて、別の委託事業とかもですか。

(山田委員)

その関係、それもある、結構、全体に含めて助言の仕方とか、それによって随分、受け手にとりましてはお金が残ったり、非常に危ない橋を渡るというようなことがあります。

今、先ほども森林組合のこともありましたけれども、職員の方が丁寧に親切に助言をされたというような、そんな表現もある中で、どこまでその職員が指導といいますか、元気づくりも含めまして、説明をされているのかということですが。

(井出行政改革課長)

県が補助ですとか委託とかということで、県民、事業者の皆様とかかわっている事業というのは大変幅広く件数もたくさんございますので、その全てを一律になかなか言えないところもあるかとは思いますが、それぞれの職員においては丁寧な対応をしていき

たいということで、心がけているんだろうというふうに認識しておりますけれども、至らない点、あるいは、そもそも事業自体が曖昧なところが多い事業、例えば、立ち上がったばかりの事業とかにつきましてはなかなかその経験の蓄積がなくて、どこまで使っていたらいいのかということについて助言しかねるようなものも実態としてはあるんだろうなというふうに思います。

実際、お使いになる方で、これだけの額、こういう中身で使っているのか悪いのかはつきり知ってもらえないことには使えないのではないのかというお気持ちは大変あるかと思っておりますので、ぜひそういったことも率直に、担当とやり取りする中で、あるいは担当が頼りないということであれば、その上司とやり取りする中で解決をしていただければありがたいなというふうに思うところでございます。

至らない点は、私どももさまざまに申していきたいというふうに思います。

(山田委員)

わかりました。ありがとうございました。

(樋口会長)

ありがとうございます。山浦委員、お願いします。

(山浦委員)

これ地方事務所、さっきも三木さん言うように地方事務所と、いわゆる1ページのものも統合するかどうかというようなことが多分、今度の議論の中心になってくるのかというふうに思うんですが。そのときに、要するに事務所長、事務所の権限というものはどういうふうに考えていくか、権限とあれとは非常に問題があるので。

私は外から見て感じる感じではいいですと、15ページのこの本庁との関係の図があるんですけども、各地方事務所の例えば環境課とか税務課とかあるんですが。本庁とのつながりがやたら強すぎて、多分、所長をそっちのけでやっているんじゃないかというふうに思うんです、多分、何となく、そこら辺の実態を私はよく知りたいんですが。所長そっちのけで、自分の上司の課のところと連絡をとって所長はほとんど知らない。最後の責任で判こを押すときだけは自分のところの責任かもしれないので、そういう多分実態になっているんじゃないかというふうに、私は外から見て思うんです。

これがいいかどうかということ、うちは銀行なもので支店がいっぱいあるんですが、全ての支店は支店長に把握させていますから、直接やりとりすることはあるんですけども、基本的には公式なものはみんな支店長経由で本店支店で上げていくと、こういうシステムになっているので、その辺はやっぱりきちんとしないと、一緒にするとかといっても形だけになってしまって、全くうまく行かないんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

答弁しにくいと思うので私の経験から言いますと、私もこの立場に20数年やっておるんですから、昔はまさにそのとおりで、大体県庁まで来るのに4時間20分ぐらいかけて来るんです。当然、帰りも4時間20分かけるということなんですが。当時は県へ出てくると1泊というときだったんですけれども、何日に県庁に出向くと言うと、どのような部署で何の話し(陳情)をするかということ、よく聞かれた時代があったのも事実です。

今では交通情報網も格段に進展し、それに合わせて行政機構もシンプルで効率化され、当然、案件にも依りますが相当な所まで出先機関で用件が済むようになっていると思います。

(山浦委員)

わかりました。ありがとうございます。

(樋口会長)

ありがとうございます。腰原委員。

(腰原委員)

今、伊藤村長さんの最近の状況について、首長さんとしての感覚という感じというのを今述べられたんですが、では大分変わってきたんだと、私自身、今、実は、ああそういうものかなというふうに思ったんですが。

山浦さんおっしゃるとおり、どっちかと言うと、それは三木さんが一番ご存じだと思いますが、地方事務所長、あるいは副所長、そういうラインはそういうふうにやっぱり、例えば環境なら環境部へ行くわけです。そういうケースが実際にある。うんと多かったのではないかなというぐらいに私は感じていたんですが、今は、伊藤さんのお話を聞いて、ああそういうことならばという思いはしたんですが。

私は今度やっぱり、この地方振興局というものを設置するという事になれば本庁との、本庁と、そのラインを部長さん方が、いますよね。そういう関係というのは一体どういうことになるのかなと。よほど振興局長に権限を与えないと、単なる決裁欄が一つ増えるだけで、屋上屋になりやしないかという危惧を非常に持っております。

さっきから出ておりますように、専門職といえば建設事務所、あるいは保健福祉事務所ですね。そういったところは専門職がおられるんですが、それはなかなか、どういう方が局長になられるか知りませんが、やっぱり内容を承知しないで判こを押す可能性は非常に強いんですよね。そういうことをやっぱり考えないといけないなというぐあいに思っております。

いずれにしても、地方で振興局で完結するという事になれば、私はそれはそれで非常

にいいことだと思いますけれども、なかなか実際には大変、いろいろな難しさがあるんじゃないかなという気はしております。

また議会の審議や何かでもどういう審議の仕方をするのか、その辺もちょっと聞いてみたいと思うんですけれども。今までは例えば建設部なら建設部ということで担当委員会が、そういう委員会があってやるんですが、今回こういう形になりますと、今度どういう審議の仕方をしていくのかなという思いはあります。

もう一つ聞きたいんですが、先ほど、やっぱり三木さんおっしゃられたように、建設事務所というのは非常に地域にとって身近な事務所なんですね。前回の平成20年だったですか、統合して幾つか廃止したんですが、廃止といいますか維持管理部門だけが残ったということなんですが、そういった地域のその後の声というのは何か出ているのかどうか、それもちょっと伺いたいなというぐあいに思います。

(樋口会長)

それでは、ちょっと今日はまだ少し議事がございまして、今のお話しにも関係してくる部分があるかと思しますので、ちょっと話を進めながら議論を深めていきたいと思いますが、その前に、何か課長のほうからよろしいですか。

(井出行政改革課長)

地域の声として何か出てきているかというお話しは点なんですけれども、県議会等で議員の皆様からさまざまな意見をちょうだいしている点は後ほどまた資料で、資料4のほうでござんいただきたいと思いますが。直接地域、あるいは市町村長さん、そういった方々から知事宛に何かご意見、陳情等が出ているということは、今のところございません。

(2) 現地機関から寄せられた現状・課題について

(3) 市町村間の連携及び県と市町村の連携について

(4) 県議会における現地機関に関する主な議論について

(樋口会長)

はい。それでは、今、ちょっとお話しもありましたけれども、議事の(2)の現地機関から寄せられた現状・課題について、それから(3)の市町村間の連携及び県と市町村の連携について、(4)の県議会における現地機関に関する主な議論についてを一括して事務局から説明をしていただいて、その後、今の議論をさらに深めていければというふうに思います。

それでは事務局のほうからよろしく願いいたします。

(井出行政改革課長)

それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。大きな折り込みになっている資料でございます。

こちらは、それぞれ3所を初めとする現地機関から、現状の組織、あるいは業務上の課題についてどんなものがあるかということで照会をいたしまして、それぞれの現地機関から出していただいたものを今回まとめさせていただきました。

左側2つの欄、現状評価の視点という欄と主な検討課題という欄のこの記載は、1回目の審議会でそれぞれ評価の視点、検討課題ということでお配りさせていただきごらんいただいたものをそのまま記載をしております。地方事務所等の現地機関でいうと、①から2枚目の⑦まで7つの視点、課題で検討していきましょうということにさせていただいているもの、それぞれについて地方事務所等からどういった、現場で働いている立場から課題があるかということで出てきたものでございます。たくさんございますので、主なものだけ紹介させていただきたいと思いますが。

①の課題解決型の組織ということの点につきましては、最初のボツにありますように、地域振興業務や総合調整の業務、市町村行財政支援などを担っているけれども、業務が増大して十分な検討ができない状態にあるというようなご意見。ここは②と書いてありますが、これは①の課題と②の課題に重複して該当するというような現状だろうということで、②というふうに書かせていただいております。

2番目のところでは、市町村の行財政支援や元気づくりの支援金、国からの調査など、そういったものを定例的なものはかなり業務量が多く、新たな、例えば地方創生の課題とかそういったものを求められても、現状では不十分なことしかできていないという、そういったご意見でございます。

②の地域の課題について、連携して総合力が発揮できているかという観点の意見としましては、2番目に記載させていただきましたけれども、農業所得の確保・向上、地域資源を活用した地域産業振興というような観点では6次産業化というようなことが大事なので、農政と商工、あるいは農業改良普及センター、こういった現地機関の農業、商工業を所管する部局で連携をしていきたいけれども、なかなかできていない部分もあるというようなご意見をいただいております。

③の市町村支援のあり方という点では、一番上にありますけれども、市と小規模な町村に二極化しているような管内の状況があるということで、小規模の町村では積極的な支援を必要としているけれども、市によっては自立をしている、運営されているというような中で、どういったスタンスで県として対応していくのかということをご悩んでいるといったご意見も出てきております。

また、同じ欄の下から2番目、大規模な災害時には小規模町村へ支援をしなければいけないというふうに考えているんだけど、現状の職員体制ではなかなか応援できないといったご意見もいただいております。こちらの関係は、④にも重複して関係しているということで(④)とつけさせていただいております。

2枚目のほうをごらんいただきたいと思います。危機管理対応の課題でございます。先ほどもちょっとお話しがございましたように、一番下のところにありますが、地方事務所と同一庁舎内にないということで、災害時の情報伝達や共有に時間を要する、そういう課題があるという意見も出てきているところでございます。

⑤、10の地方事務所がほぼ同一の事務をやっているけれども、これは適切な状況だろうかという課題の関係でございます。

一番上に税務課の関係、少し丁寧に記載をさせていただきました。実は税務課では幾つかの仕事は4所に、あるいは法人関係のように2所に集約をして課税をしているという仕事がございます。不動産の関係なんかでも集約をしているんですが、そういたしますと、3行目になるんですが、調査の仕事は集約されていて課税は各所でしているということになると、調査を別の事務所でやっているという地域が6カ所出てくるわけなんですが、その地域の所にしてみると、課税を各所でやっているんだけど、課税をするに当たって内容を照会されても自分の事務所で対応できないということで、事務に支障、対応に苦慮しているといったご意見、意見が出てきているところでございます。

6番目は、先ほど一番最初、資料1で説明させていただいたように、管轄するエリアが事務所によって異なってくる面での課題でございます。幾つもの事務所からさまざまな課題について意見が出てきておりますけれども。地方事務所の商工観光課、上から3つ目のところです。商工観光課からは、2番目のポツにありますように、広域観光の取り組みということが求められているんだけど、今は10所でやっていると。実際に観光協会、観光を担っていただいておりますが、これは観光エリアを県内6に区分をして、例えば東信地域、北信地域、上下伊那というような地方事務所を複数含むようなエリアで観光振興をしていると、観光への対応をしているというような実態もあるということでございます。

多くなりますので、またごらんいただければありがたいなと思ひまして、資料3をご説明させていただきたいと思ひます。

資料3、こちらは市町村間の連携、あるいは県と市町村との連携につきまして、論点ということで網掛けの中にありますように、小規模な町村が多い本県の特徴、それから現在までに進んでいる市町村間の連携、あるいは県と市町村の連携の状況を踏まえて、さらにこれから県はどんな市町村支援の役割を果たしていったらいいだろうかという問題意識でございます。

こちらのほうは、幾つかの地方自治法などに根拠を持ちます連携協約や協議会といったその連携の仕組みについて、それぞれ内容を説明させていただいておりますけれども、35ページ、1枚めくっていただいた機関等の共同設置というものがございまして、これは組織の一部分、例えば実施可能業務事例というところを書いてありますが、議会事務局とか、保健所とか、監査委員とか、そういった県なり市町村なりの組織の一部分を共同で設置するというような仕組みも、今、設けられているというようなことでございます。

また、36ページのほうには地方公共団体の組合ということで、一部事務組合、あるいは

広域連合というものの仕組みを紹介させていただいております。こちらはかねてより大変たくさん一部事務組合、設置されておりまして、また広域連合も、長野県の場合には、県内10の広域圏ごとに10の広域連合が設置されているという状況でございます。後ほど、また広域連合についてはもう少し詳しく説明をさせていただきますが。

37ページのほうは、こちらは特別な法的根拠があつてかつちりした仕組みとして導入するというのではなくても、例えば事務所を共用するとか、情報共有、事例を共用するとか、事務処理マニュアルを共同でつくって使うとか、そういったさまざまな業務の中で協力し合う、事実上、お互い協力し合う仕組みというのもいろいろあり得るのではなかろうかということと考えられるものを掲載させていただいたものでございます。

こういったさまざまな手法で県と市町村の間、あるいは市町村相互での協力関係をさらに深めていくということが考えられるのではないかというふうに思っているところです。

38ページは広域連合の状況を一覧表にさせていただきました。10の広域連合がございすのですが、実は広域連合ごとに担っている役割、処理している業務というのはさまざまに実は違っているということが、丸のつき方でわかっただけかと思ひます。左側の3列、4列目まではほとんどの広域連合で実施している事業ですけれども、5列目の職員研修、人事交流あたりからは半分ぐらいでやっているとか、特徴的なものとして、例えばその他のところに記載されているようなものは、一つだけというような広域連合もあるという状況でございます。

こちらのほうもせつかく広域連合があつてということでございますので、さらにさまざまな取り組みをしていただくと。あるいは県と、その県の地方事務所もまた広域連合と同じ区域で置かれているということでございますので、その県の組織と広域連合の間でどういった協力関係、あるいは連携関係ができるかというようなことも課題ではないかというふうに思っているところでございます。

資料4のほうは、県議会におきまして、この6月から7月にかけて6月議会が開催されました、この現地機関に関してもさまざまな質疑がございました。第1回の行政機構審議会を6月に開催させていただきまして、その状況も議会に報告させていただいたということもございまして、さまざまな意見が出てきております。

41ページまでのところがこの6月議会における議論の状況でございます、42ページ以降はそれ以前、さかのぼってだんだん記載をさせていただいております。2月の時点で、行政機構審議会というものを新年度からやっていきますということで予算を出させていただいた中で、いただいているご質疑、あるいは昨年度、知事が、昨年度、知事選があつたわけですけれども、知事選の中で現地機関の見直し、地域振興局といったものを考えていくという公約で知事選をやっております関係で、議会でのさまざまな質疑がございました。そういったものを掲載をさせていただいております。またごらんいただければというふうに思ひます。資料の説明のほうは以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました議事2から4について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか、三木委員、お願いします。

(三木委員)

市の立場からお願いしたいんですけれども、市町村間の連携と県と市町村の連携については非常にありがたいことだと思っています。

それで、私、大きな幾つかの課題がありますので、今までとは違った意味で、そういうような研修会なり勉強会を開いてもらえればありがたいなと思っています。

ちょっと例を挙げますと、税の滞納の関係があるんですけれども、私、須坂市と比べてある市の場合に、非常に方法とか手続的にすばらしい方法をとっていたのを教えてもらって須坂市に振り返ることができたんです。そういったノウハウを採用できれば、結果的には県民のためになると。

それから、今、いろいろなところで問題になっていますけれども、第3セクターの経営改善だとか、それから最終処分場、一般廃棄物の焼却場だとか最終処分場もそれぞれの広域連合なり市町村で対応しているんですが、そのノウハウというのはもうそれぞれの広域連合なり市町村が学んでやっているんですけれども、そういう情報を例えば共有してやれば、かなり参考になるのではないかというふうに思います。

例えば一般廃棄物の最終処分場の場合にも、長野広域連合の場合には、ある国の研究機関にお願いして科学的なデータを出してもらって、そのデータに基づいて住民の方に説明しているのですが、その研究機関の研究員の方が非常に熱心な方なものですから、そういう方とのつながりがほかの市町村なり広域連合で参考になるのではないか。要は大きな課題についてやっていく勉強会や研修会ができればよいと思います。

(井出行政改革課長)

そういったこと、大変大事なことだと思います。特に市町村の皆さんの場合には、その県内では常に幾つか課題が起きているんですけども、その個別の市町村で見ると今までなかった新たな課題、例えば先ほどのごみ処理の関係でも、自分の市町村にとっては30年ぶりに取り組む課題というようなことになるけれども、長野県内で見れば、毎年どこかしらでやっているというようなものも事務の中にはいろいろあると思います。

そういったものについても、例えば県の立場で音頭とりをして、その情報が共有できるような対応というようなことも考えられるかと思っていますので、ご意見、また参考に検討させていただきます。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

(中條委員)

現地機関から寄せられた現状と課題というのを今、ご説明いただきましたけれども。

この地域政策課とか企画振興係、地方事務所の中の、この課題が多くて県庁からの地方創生とか、そういうものにかかわるものに手をつけられないというような、もともとこういうような形で地域政策課のほうには課題が多かったのでしょうか。そういう場合には、そちらのほうに人員を増やすとか、そういうような形でこれから、今後臨んでいくようなことがあるのかどうか。

それから、今、三木市長さんがおっしゃられましたけれども、建設事務所については、やっぱり安心・安全な、災害というようなことも考慮していただいて、単なる事務処理に対しての統合とかそういうような、まず小さな事務所とか大きな事務所とかということではなくて、一番住民に最もかかわる事態のときにかかわれるような形で何か考えていかねばいいかなというふうに思いますので。

この課題によっては、職員を増やしたほうがより地方事務所の機能がやりやすいというのと、それから統合するならどんな形で、どんな問題があるのでそこのところは統合しながら減らして行って、そこが現地機関と、それから本庁のほうとのかかわりというのをまずは、これは現状の課題を載せていただきましたけれども、本庁としてはどのように考えていらっしゃるかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

(井出行政改革課長)

幾つかご質問いただいたかと思いますが、まず、もともと忙しいのかというようなお話しもございましたが、例えば地方創生にかかわる課題というのは、ここ1、2年の中で新たに起こってきた中で、まさにメインの仕事に座ってくるというような状況が変化してきているということはあるかと思えます。

かねてから、市町村の行財政の関係のその定例的な調査等を初めとする業務みたいな、ベースにある仕事もまた一方であるという中で、現状では忙しいというご意見が出てきている。これは毎年、私どもとしましては業務量に応じた職員の配置をしていこうということ考えておりますので、業務量が増えるところがついては増やしていくということの基本を考えておりますけれども、県の職員配置にも限度もあるということもございますので、忙しいという意見が出れば、翌年から増えるということに必ずしもなっていないところはございます。

そういうことも含めて、県の組織が今、十分機能できているのかどうか、あるべき姿に比べてどうだろうかということ大きな目を見ていただいた中で、今の組織の形のままで人をただ増やしていくということなのか、それとも何か形を見直していったほうがいいのかというようなことも含めて議論をしていく必要があるのではないかというふうに考えて

いるところでございます。

あと、建設事務所を中心とした災害の対応ということかと思えます。32ページの④のところにさまざまなご意見もまた出てきているところでございます。現場に近いところに十分な職員が配置できるということが一番よいということだと思いますが。実は現場に近いところに配置すればするほど、職員を細分化して少人数にした事務所をたくさんつくるということになってしまうという裏腹な面がございます。

例えば建設事務所の表が、資料の、今回ですと資料1-1のところでは建設事務所、14カ所の職員数を数字で入れさせていただいております。下伊那南部建設というのは、部分的に下伊那の一部分の天龍村等を所管しているところで、9人ということで特別小さいんですが、そうでない一定の規模を有する建設事務所でも、例えば千曲建設の場合ですと26人というような職員数ということになっておまして、その管内で大規模な災害があったときには、例えば千曲建設だけでは対応できないので、ほかの所から応援しながら対応するというような形をとらざるを得ない職員数になっております。

こういったときに、普段、千曲建設の管内で勤務していない現場の状況、あるいは土地勘を必ず有していない職員が対応することがいいのかどうかというような課題も一方ではあるのかなというふうに思っているところです。

(樋口会長)

お願いします。

(才川委員)

今のことにも関連するかとは思いますが、今の現地機関から寄せられた現状と課題についての、一番最後の33ページのところで、やっぱり県民の立場からの思いだと思うんですが、「最高品質の行政サービスを提供できる体制となっているのか」というところでは、やはり保健事務所のところとか、農業改良センターの中でも大きく出てきているのがやっぱり専門知識を持った方がいてほしいとか、知識を持った職員が少ないとか、人材の育成とかという、やっぱり人材に対する思いというのは結構強く出てきていると思います。

先ほど中山委員さんのほうからもお話しがありましたが、やはり一人一人の方がどちらを向いて仕事をするかという、今後の中で、本当に人材は増えていくわけではないので、ある意味、厳しい中での人材になってくると思うんですが、やっぱりそこにかかわる方たちがしっかりと、やっぱり県民のほうに向けて仕事をしてくださることがやっぱり一番大事なのかなと思いますので、組織を編成する中で、まあ組織を編成してくると、どうしてもそこにかかわる人数というのは減ってくると思うんですが、今後の中では、やっぱり一番は県民のほうを向いていただく人材かなと思いますので、その部分を強調していただければというのは、多分一番思っています。

その中でも、先ほどの資料3の38ページのところにもありましたが、職員の研修とか人事交流とか、時間の制限はあるかとは思いますが、そういった意味での、やはり人の交流というのも大切なのかなというところはすごく思いますので、ある意味、要望ですけれども、お願いしたいと思います。

(樋口会長)

ほかにかがでしょうか。お願いします。

(中條委員)

資料2のところの32ページの⑥あたりのところなんですけれども。ここにも書かれているんですけども、児童相談所とか労政事務所の若年就業サポートセンターですか、こういったところの人員配置を含めていろいろなことを考えてきて、強化を望む声もあるという中で、管轄するエリアの範囲が異なってはいても、人材のその活用の仕方というんですか、少子高齢社会の中ではやっぱりもう、これからの1年というのは、この若年サポーターといっても、就労していく人が減っていく中で、既にいろいろな資格を持っている人とか、そういう若年でなくても働ける人たちのその活用方法とかを含めた考え方というんですか、全部、県の職員とか地方事務所、そういうところから、そこからほかに下げていくというのか、そういう人材の活用の仕方、来て歩いている人をみんなまで仕事を分け合うみたいなことを考えていかないと、高齢社会の1年というのは、もう全然1年の意味が違ってくるような気がするんですけども。この辺のところをどういうふうに、これから特にその⑥の児童相談所とか若年のサポートセンター、どういうふうに、意見がある中でどういうふうに考えているのかなと思います。

(樋口会長)

お願いします。

(井出行政改革課長)

それぞれの組織、大変重要な役割を担っていると思います。

1-1のところに戻っていただいて恐縮なんですけれども、例えば労政事務所というのが下から5番目にございますけれども、4カ所の事務所を置いておりますが、各事務所、正規の職員は3人ずつなんです。嘱託の相談員等を配置する中で仕事をしているということでございますけれども、働いている人、現場の声としてはこのまま、かつてはもっと正規職員がたくさんいたんですけども、だんだん数を減らしてきているという中でこういったご意見が出てきているということかというふうに思います。

例えば児童相談所の職員というのは、真ん中やや下あたりにあるんですが、90名、5カ所で90名おまして、最近、少しずつですが、増やしているという状況にあります、厳

しい中ですがやりくりをして増やすべきところは増やしているというような状況でございます。

ただ、その所の配置の仕方、あるいは例えば労政事務所ということで、一つの所を構えているということを前提にいたしますと、一つ一つの所で見ると弱体化しているというご意見が出てくるということかと思いますので、全体のあり方を含めて、先ほどの若年者就業サポートセンターとか、そういったもの等も含めまして、どういった配置の仕方をしていくのがいいのかということを考えていく必要があるかというふうに思っているところです。

(樋口会長)

はい。よろしいですか。ほかの方、何かございますか。

(中山委員)

先ほどもお伺いして、ちょっとできるかどうかということなんですが、県行政のその業務量に対応した人員配置の適正の問題なんですけれども。

いわゆる長野県の職員数ですけれども、これ全国と比較して、財政力指数ですとか、あるいは人口の問題、地域の問題と似た県と比較してどうなっているのかというのを、もしお出しただけのようでありましたら比較をさせていただければありがたいというふうに思いますので、お願いをできればということが1点でございます。

それから、先ほどの話と関連なんですけれども、現行の組織体制を変えることなんですけれども、現行の組織の中での権限と責任の所在、あるいは指揮命令のこの明確化が十分機能しているのかどうかというのがなかなかちょっとわからないんですけれども、そこら辺の現状の点検といいますか、そういったことは絶えずやっていたらいいのどうかというのはいえなんですけれども。

先ほどの組合の問題もありましたけれども、責任の所在、権限等がはっきりしてくれば問題は起きなかったんでしょうし、今、この資料2を拝見させていただいても不明、⑥なんか、先ほどもお話しございました、業務量と人員配置、組織体制が不均衡であるというようなご意見もあるわけでございますので、そういうことを考えると責任の所在、あるいは権限の問題、あるいは指揮命令系統の問題というのは、絶えずこれはチェックをしていかなければいけないと思うので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

(樋口会長)

お願いします。

(井出行政改革課長)

まず他県との比較の関係でございますけれども、かつては総務省のほうで定員モデルと

というようなものをつくりまして、人口、面積を初めとしたさまざまな指標に応じて、行政の分野ごとに、例えば農家戸数であるとか道路延長であるとか、そういった多くの指標からモデル的な職員数を計算するというようなことをやっていたんですけども、各県によって状況がさまざま過ぎてうまく使えないというようなことがあって、今は廃止されておりました、その一つのものさしで、こちらの県は職員数が多めであるとか少な目であるとかということをやなかなか、このやり方で出ますというようなものは今ない状況です。

ただ、一番は人口、面積というあたりが職員数に一番影響するかと思うんですけども、そこら辺で類似の県と比較しますと、長野県の職員数はやや多い部類の県ではないかというふうに思われます。これはおそらく市町村数が多い、あるいは郡部、町村部ですね、町村部については県が行政をやらなければいけないけれども、市の区域は市がやるというような、例えば生活保護に関する仕事なんかはそういう仕組みになっているんですが。

例えば新潟県や岐阜県さん、お隣の面積が広い県ですが、ほとんどの区域が市になってしまって町村がほとんどないという、そういう状況の中で、県の仕事、県の職員数をかなり減らしているというような状況もあって、長野県の職員数、他県と比べてみると決して少なくはない、かえってやや多いかというような現状だというふうに認識しております。

それから、権限と責任の状況でございます。まず権限についてですが、法律上は、これは知事の権限ですとか、これは保健所長の権限ですといったものは、法律上まず決まっております。多くのものは、知事は何とを許可するとか、そういう知事の権限だというふうに法で制度上はなっているものが非常にたくさんございます。

ただ、知事が一人で全部決められないのは当たり前でございますので、特に現場に密着した仕事は、先ほども申し上げましたように地方事務所長、あるいは建設事務所長、そういった現場の事務所の所長に権限を委任をするということを県の規則で決めておまして、これは明確に何法の何条のこの仕事は地方事務所長の権限ですということを明確に決めておることがございます。

ですから、少なくとも権限の所在というのは、それをたどっていけば誰に権限があるのかということは明確に決まっているんです。ただ、先ほども大北森林組合の関係でありましたように、地方事務所長の権限とされている仕事というのは非常に膨大にある。地方事務所長が一人ではとても見きれないほどの量の仕事が地方事務所長の権限だということになっているものですから、実態としては課長のところで判断して事務を執行しているというものが非常にたくさんあるという実態になっているので、そういう体制がいいのかどうかという問題意識で先ほどの委員会のほうからのご指摘もあったという、そういう状況だというふうに思っております。

大北のことに限らず、この権限の配分のことについては毎年見直しを、実は国の法制度も変わりますので毎年見直しをしておりますけれども、今回のことを契機に、改めて考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。

(樋口会長)

ほかにかがででしょうか。お願いします。

(山田委員)

簡単に1点。おそれいます、資料の2の31ページの、先ほど説明がありましたが、現地機関全般ということで、自治体の大きな市と小規模な町村とが二極分化しているというお話しがございました。特に最近、4月から始まりました困窮者生活自立支援法等ができていの中で、自治体が知らなければならぬ、町村も含めてやらなければいけない仕事が増えているんですが、それに対して財源の不足とか、それから専門職の不足で手つかずのところが出てきていまして、私どものところに相談があるところでございます。

ということで、今、その二極分化している実態についてどのように話し合われているのか、その解決についてどんなふうにお考えなのか、今、おわかりになることで結構ですので、お願いいたします。

(井出行政改革課長)

特に小規模な町村において専門分野の職員を、専門分野に精通した職員を確保するというのは非常に難しいことだというふうに思っております。

今の保健福祉分野のお話しだったかと思いますが、そちらだけでなく、例えば土木技術であるとか、あるいは農業関係の技術であるとかを持った職員がいてくれたらという仕事は町村にもたくさんあるということなんですが、実態としてはなかなか確保できていないということかと思えます。

県としましても、そういった町村に支援をするということは大事だというふうに思っておりますけれども、町村の仕事をまずは実施するのは町村の責任だと、第一義的には町村に責任があるということもございますので、県として全て見て上げるというわけには当然いかないわけでございます。

お互い協力する中で、そういった業務に従事することができるような職員を確保していくような方策、一緒に研修をすることか、あるいは、事実上の人材バンク的なものをつくっていくとか、そういったアイデアもあるかと思えますけれども、それぞれの分野ごとにそういった協力の体制を検討していく必要があるかというふうに思っているところです。

(樋口会長)

そろそろ予定の時間が近づいてきましたが、全体を通じて何かご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか、お願いします。

(伊藤委員)

気をつけなければいけないことは、こういう会議になると、どうも標的が職員のほうに

回る率が多いんですけれども。私どもの関係から見ると、県職の皆さん、特に林務も、それから土木の関係も、いや第一線によく出て、責任を持って、リュックサックを背負って、暑い中、長靴を履いて飛んで歩いておるといふ姿を見ると、いや変わったものだなということを感じておるといふことで、そういう前提の中でいろいろ、今、こういう検討をするにはデータが必要じゃないかということなんですけれども。

私たち下伊那郡というのは面積は非常に広く、四国の香川県と同じぐらいの面積なんですけれども、人口が当時平成16年頃の合併問題が華やかかなりしころ、四国の香川県は103万人、それから当飯田・下伊那地方は17万人ぐらいということ、いろいろな原因はあるんですけれども、林野率が86%ということで、恵まれ過ぎておって居住ゾーンが14%しかない。その中で、今までは17の町村があったんです。4つ減らして、今、13あります。

合併のしようがないということで、そこに取り残されておるのが大半でございます。その中で一生懸命やっておって、国も思いついて地方創生だなんていう、今年は本気ですよなんて石破さんが言うんですが、私どもはずっと本気ばかりでやってきて今日まで来ておるんですけれども、そんな思いをしています。

それからデータというお話がありましたけれども、そういうところのデータなんていうものはとんでもないデータが出てしまうわけでございまして、そうしたデータのこのようなバックグラウンドというのもちよっと考えていただきたいなということと。

一つ、今度、マイナンバー制というのがもうそろそろ具体化するんですけれども、このときに、福祉に関係するということになると、国保連が今、国保関係が全県一本化にしようという傾向があるんです。それから農業共済、これも今、4つに分かれておるのを、これも一本化の傾向です。それから、まだどういう展開にするかわからないけれども、税務関係もマイナンバーということになると、非常におもしろい展開ができるのではないかとことを思います。ぜひマイナンバーについては先取りして、活用先進県として研究していただく様願います。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はこれをもちまして終了させていただきます。委員の皆様、ご協力、ありがとうございました。

3 その他

(出川企画幹)

どうもありがとうございました。事務局から連絡事項がございます。次回以降の会議スケジュールではありますが、お手もとに審議会日程をお配りさせていただいております。

第3回目は9月7日月曜日、午前10時から松本合同庁舎の講堂で開催したいと思います。

また、試験研究機関の現地調査でございますが、9月以降実施したいと思っております。日程につきましては、第4回目の開催日程も含めまして、後日、またご連絡をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 閉 会

(出川企画幹)

それでは、以上をもちまして、第2回の審議会を閉会いたします。大変長時間にわたりました、ありがとうございました。